第26回守口市子ども・子育て会議						
開催日時	平成31年3月25日(月)午前1	1時00分~午後() 時50分		
開催場所	守口市役所 6階 60	2号室				
案 件	③ 「病児保育事④ 平成31年度も	育施設の 業(病児 りぐち児)確認に係る新た 見対応型)」の新 見童クラブ入会り	こな利用定員の設定 所たな実施について 記童室の運営につい アンターの設置につ	の報告	告
出席者	こども部次長こども政策課長こども政策課主任こども政策課ことも政策課ことも政策課ことも施設課長	田西岩柴中樋口	中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	孝恭朋舞雅泰 政政政 施策課課 長任 代理	薬師神阪口	健太郎 車 車 電 き 浩二
		後藤		て支援課長代理	岡田	晴美

◇ 午前11時00分 開会

○会長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。第26回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず初めに事務局より、本日の出席委員について報告を求めます。

- ○事務局 本日の出席委員は、会議の委員数16名に対し12名です。
- ○会長 ただいま、事務局より報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例 第6条第2項の規定に基づき定足数に達しておりますので、会議は成立しております。また、今回の会議録の署名委員は、澤谷委員と津嶋委員にお願いいたします。

それでは本日の配付資料について、事務局より説明させていただきます。事務局、薬師神さん、 お願いします。

○事務局 今回の資料は、次第のほか、全部で5種類あります。

資料1は、A4サイズの1枚物、「守口市子ども・子育て会議委員名簿」です。

資料2は、A4サイズ1枚物、「認可予定の保育所に関する概要」です。

資料3は、A4サイズ冊子1部物、「特定教育・保育施設の確認に係る新たな利用定員の設定等について」です。

資料4は、A4サイズの1枚物、「病児保育事業(病児対応型)」です。

資料 5 は、A 4 サイズの 1 枚物、「(仮称)守口市の子育て世代包括支援センターの設置について」です。

以上、5点でございます。

○会長 ありがとうございます。資料の確認をお願いいたします。配付資料の漏れはないでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいですね。

それでは、本日の議題に入ってまいりたいと思います。

きょうの議題は、5件あります。まず1つ目は、平成31年4月1日から事業を開始予定の保育施設についての、認可部会からの報告があります。

- 2つ目は、特定教育・保育施設の確認に係る新たな利用定員の設定等についてです。
- 3つ目が、病児保育事業の新たな取り組みについてです。
- 4つ目の議題は、平成31年度もりぐち児童クラブ入会児童室の運営についてです。
- 5つ目の議題は、守口市子育て世代包括支援センターの設置についての報告であります。

それでは、まず、認可部会からの報告について、事務局から説明をお願いします。事務局、お願いします。

○事務局 まず、本件の件を大まかに説明さしていただきますと、5月2日から31日にかけて、小規模保育事業A型、B型及び小規模保育事業所内、小規模型児童市内保育事業並びに、民間保育所設置運営事業の設置運営事業者の募集を行い、平成30年度中に事業を開始した小規模保育事業については、8月14日開催の第3回認可部会にて審議し、同日の第23回子ども・子育て会議にて、審議結果を報告いたしました。

今回は、平成31年4月1日から事業開始予定の保育所3園について、第4回認可部会にて審

議した結果を報告さしていただきます。

この審議につきましては、先ほどの会長の御発言のとおり、認可申請を行っている事業者の事業情報に及ぶことから、具体的な審議内容部分は、非公開として審議いたしました。

資料2をごらんください。認可申請の枠が3園について、概要と認可部会の御意見は、その意 見の内容について報告させていただきます。

まず、東部の大日東町30番6号に開所予定のあい保育園大日東の設置主体は株式会社、認可定員が97人、開所時間が7時半から18時半まで。うち、保育短時間については、8時半から16時半までの8時間。延長保育時間は、保育標準時間認定の子供に対しては、18時半から19時半までの1時間。

保育短時間認定の子供に関しては、朝の7時半から8時半までの1時間と、夕方の16時半から19時半までの3時間となっています。

保育従事者の人数が14人、給食は自園調理によって実施。保育施設階は、2階及び3階。延 床面積は、741.58平方メートル、保育室の面積は、合計で、271.08平方メートル。

園庭は、建物屋上階の104.19平方メートル、ほかに近隣の公園を、代替園庭として3,982.18平方メートルの計4,086.37平方メートルです。

認可部会からの御意見は1つございまして、消防署の審査では、譲渡されていますが、スプリンクラー設備に変わる、その他の設備が設置されているかどうか、消防署に再度確認しておいたらどうかという内容でございました。

次に、中部の浜町2丁目1番4号に開所予定のあい保育園浜町は、設置主体が先ほどのあい保育園大日東と同じ、株式会社。認可定員が97人、開所時間が7時半から18時半まで。うち、保育短時間については、8時半から16時半までの8時間。延長保育時間は、保育標準時間認定の子供に対しては、18時半から19時半までの1時間。保育短時間認定の子供に対しては、朝の7時半から8時半までの1時間と、夕方の16時半から19時半までの3時間となっています。保育従事者の人数が13人、給食は自園調理によって実施。保育施設階は、1階から3階までの各階。延床面積は、715.15平方メートル、保育室の面積は、合計で、250.9平方メートル。

園庭は、敷地内に56平方メートル、ほかに近隣の公園を、代替園庭として1,770.3平方メートルの計1,826.3平方メートルです。

認可部会からの御意見は、先ほどと同じ、先ほどのあい保育園大日東同様のスプリンクラー設備の関するものでございました。

最後に、南部の西郷通3丁目29番1号に開所予定の守口のぎく保育園は、設置主体は社会福祉法人、認可定員が105人、開所時間が7時から18時まで。うち、保育短時間については、8時から16時までの8時間。延長保育時間は、保育標準時間認定の子供に対しては、18時から19時半までの1時間半。保育短時間認定の子供に対しては、朝の7時から8時までの1時間と、夕方の16時から19時半までの3時間半となっています。

保育従事者の人数が13人、給食は自園調理によって実施。保育施設階は、1階か及び2階。 延床面積は、746.12平方メートル、保育室の面積は、合計で、296.12平方メートル。 園庭は、地上階を321.94平方メートルと、建物、屋上階の241.23平方メートルの 計563.17平方メートルです。

認可部会においては、守口のぎく保育園の認可について、状況は不適格となりました。この条

件は、保育の全体的な計画を、市と調整を図った上で修正すること、なお、この修正が図られない場合は、要件を満たすことは不適切であるとの御意見を賜りました。

以上、認可部会からの報告について、説明をさせていただきました。

○会長 どうもありがとうございました。最後に、のぎく保育園についてですね、条件つきというふうに、なっちゃいましたけれども。

その条件について、市としては、どのようなフォローというのですかね、どのような工夫があるのか。

○事務局 よろしくお願いします。

先ほどの認可部会の各先生方のほうから、のぎく保育園につきましては一定条件つきという形で御意見をいただきました。その条件につきましては、やはり、重要な部分でございます、大きく全体計画について、不備な部分があるということですので、今後、市として指導の確認の徹底を図りたいということで。

また、書類上が、仮にうまくいったところで、その理念が、一般保育士さんのほうに伝わるか 否かということを、市としても確認、指導をしていきたいという形で。もちろん、園のほうにも、 正式に取り組みを履行するような形で指導はさせていただきたいと、かように思っております。

もしもの話ですけれども。この浸透ができなければ、一応、認可行為自体は、市長の権限でございますので、この条件を外さない、もしくは最悪は認可取り消しということも視野に入れて、対応をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇会長 どうもありがとうございました。それでは、今の議題で、質問・意見などありました ら、お願いいたします。

○委員 議論を必要とされていると思うのですが、園庭のことは気になりまして、屋上庭では、紫外線対策とか、熱中症対策とか、そういういったことを含めて、考えておられるのかなというお話のこと。

それから、この近隣にも園庭のない、そういう保育所はたくさんあるのですけれども。それは、 子供のためになっているかどうかというあたり、大人の都合だけで、近隣の保育施設が認可され ていないかというのは、非常に疑問に思うところでありまして。

お願いなんですけれども、旧市役所の跡地には、ぜひ保育施設が、安全に通える、園庭を大きくつくっていただきたいなとそういう希望を持っております。質問1つと、意見1つと、よろしくお願いします。

- ○会長 事務局のほうで。
- ○事務局 先ほど、御質問と御意見に対して、お答えさせていただきます。

まず、屋上の園庭についてでございますが、夏に紫外線がございますので、ちょうど、我々、 公立で申し上げましたら、当地域にある、にじいろ認定こども園も、一部、園庭を屋上にもって いっております。その中で、夏の暑い日などにつきましては、日よけどめのほろというのですか、 ネットみたいなものを張ったような形で、一部使っていただいておりますので、当然、あい保育 園につきましては、そういう形での指導はしていきたいと思っております。

あと、御意見の中でも、園庭について、確かに疑問を持っておられるというのはございますが、 一応、保育所等の設置運営基準の中では、制度上は、一応クリアしているということで、一定、 この部分については、御了解いただきたいというふうに思っております。

また、旧市役所の跡地につきましては、直接、我々が所管するものではございませんけれども、

もし、そういうふうな議論の場があるのならば、そういう御提案はしていきたいと、かよう思っております。

- ○会長 ありがとうございました。ほかに、御意見などありますか。
- ○委員 普通、開所時間と言ったら、一番最初に延長保育が始める前から、一番後ろまでということだと思うのですけれども。どれを見ても、開所時間の後ろが、ちょっとずれているような気がします。普通、開所時間を書いたときには、保育時間も、そこの横に、そのうちのこれが保育時間ですというのが書いているはずなんですけれども、書いてないのは何でですか。
- ○会長 事務局、どうぞ。お願いします。
- ○事務局 開所時間、今回入れてないのを出していただいているのですけれども、あくまでも、 認可制度上では、開所時間、11時間に規制をするという。

それとは別に、延長保育時間というのを、別のを書いていただくと、これは認定こども園についても、同じような状態でさしていただいております。ただ、便宜上、開所時間、認可書類と合わせていただいている1時間ということとさしていただいている。

先ほど、うちの方から報告させていただきましたとおり、各園、延長保育というのは、それぞれ設定をされておりますので、ホームページ等で確認していただくとなると思います。

- ○会長 じゃあ、もう一つ、お願いします。
- ○委員 じゃあ、そのことは、ちゃんと言ってもらわないと、普通、利用する人は、園がどこまで、利用できるかが、後ろの時間がずれていたらわからない。一々、延長保育と合わせて見ないといけないということでは、ちょっと困ると思うのですよ。そこらは、ぜひ、これからきちんと検討はお願いはしたいなと。
- ○事務局 募集させていただいているときに、市民の方に、入所案内等をお配りさせていただいているのですけれども、そちらのほうには、延長時間等も記載させていただいてます。また、窓口でも、そのような周知はさせていただいていますので、今後、市民の方々が御利用される際に、誤解のないように、しっかりと周知をさせていただきたいと思います。
- ○会長 ありがとうございました。じゃあ、ほか、ありますか。 じゃあ、委員。
- ○委員 先ほど、認可についての審査されたということで、条件つきということになっているもの、気になっていることとしては、保育の全体的な計画を見直すことが必要だと思いますけれども。認可委員会がかかわることなどで、認可部会での中で、非公開の類になるかもしれないのですけれども、可能であれば、何が不備だったのかは、知りたいところではあるのですけれども。その意見をするにしても、どういうところが、不足していたのかなということなんですけれども。○会長 事務局のほうから。
- ○事務局 全体的な計画で、そこの条件をされた内容でございますけれども、これにつきましては、やっぱり保育所、保育指針に照らし合わせた、全体的な計画を記入する。その中に、保育者の視点、保育所がするもの、子供のねらい、それと就学に当たりまして、幼児教育の間で、はぐくみたい資質、能力、それと幼児期が終わるまでに、育ってほしい自分の姿、そういうのなどを踏まえたものを、計画の中にもう少し重点的に入れて、計画を行う、変更させていただくということです。
- ○委員 今、お伺いすると、非常に根幹な部分ということですね。ベースになるところだと思うのです。こちらの法人さんについては、今までも、多分、されているというところであったと

思うので、やはり、その部分が、今の部分でもちょっと、ざっくり中で、何が欠けていたのかというのは、非常に心配するところなんですが。

やはり、これから、質の高い、量から質へと言われておる時代において、やはり、質の向上に向けて、進んでいくべきところであるので、そういうところについては、また、しっかりと、スタートが間近に迫ってますので、それが直ぐに改善というか、整理できるのかどうかということで。

理念ということは、先ほど言われたように、しっかりと、それを基に、保育するものに落としていかなければ、上だけで、文言で決まるものではないかなと思うので、そのあたりが間に合うのかなというのが、ちょっと一つ心配するところであります。

それと、もう一つは、この昨今の、いわゆる、無償化も含めて、保育士不足が、全国的に言われる中で、確か、前回部分についても、そういう保育士の確保というのが、課題になってくるという話が、ちょっと思うのですけれども。それぞれ配置基準については、充足ができたのかどうかということについては、確認の意味でお答えいただきたいのです。

- ○会長 じゃあ、事務局に、今の2点、お願いします。
- ○事務局 委員さんから、2点についてお答えします。

先ほどの条件つきという部分でございますが、もちろん、先ほど答弁いたしましたように、認可行為自体は、市長の権限でございますけれども。一定、期間を定めて、例えば、それが、仮にですけれども、半年になろうが、半年以内への修正等を条件としますので、それが改善するまでは、一切、条件は外さないと、それが過ぎても、誠実に実行ができない場合は、先ほども言いましたけれども、認可取り消しというのも視野に入れて、我々は指導に当たっていきたいと、かように思っているのが条件でございます。

それと、2点目の保育士確保につきましてでございますが、この資料2の真ん中のほうに、従事者の数ということで、それぞれの園につきましても、配置基準より約二、三名は、多目の配置という形になっておりますので、配置基準については、現在のところ、問題はないという形で認識しております。

○会長 よろしいですか。そのほか。よろしいですかね。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「特定教育保育施設に変わる新たな利用定義の設定案について」ということで、事務局からお願いします。

○事務局 資料3の2ページ目をごらんください。平成27年度から、本格的に変えました。 子ども・子育て新支援制度により、施設運営についても、財政支援が、認定こども園や保育所な どの教育保育施設には、施設型給付金、小規模保育事業所などについては、地域型保育給付費に 一本化されております。

その給付金を、給付を行う実施主体である、市町村が、認可を受けた教育保育施設等に対して 福祉施設から申請に基づき、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、 給付の対象となることを確認することで、給付費が支払われることとなります。

この市町村からの確認を受け、給付費の支給対象となった施設のことを特定教育保育施設、もしくは、特定地域型保育事業者といいます。この特定教育保育施設等としての確認を受ける上で、新たに、利用定員を設定する必要があり、認可に係る利用定員とは別に、確認に係る利用定員を設定する必要があります。

確認に係る利用定員とは、認可に係る利用定員、通称認可定員の範囲内で、設定することとさ

れております。給付費等の単価水準を決定する定員のことをいいます。直近の実際の入所人員や、 今後の見込みなどを踏まえて、設定されます。

次の5ページをごらんください。先ほど申し上げました、確認に係る利用定員を新たに決定するには、子ども・子育て支援法第31条第2項、もしくは第43条第3項の規定により、あらかじめ、子ども・子育て会議にて、意見聴取をしなければならないこととされております。なお、子ども・子育て支援法上の報告義務はございませんが、平成31年4月1日付で、確認に係る利用定員の変更を行う施設の変更状況についても、報告させていただきます。

3ページをごらんください。さきの議題で報告いたしましたとおり、今回平成31年4月1日付で、新たに事業を開始し、確認に係る利用定員を新たに設定する保育所3園と、確認に係る利用定員の変更と既存の認定こども園2園について、一覧にまとめております。まず、新たに確認に係る、利用定員を設定する施設について報告をさせていただきます。

4ページをごらんください。No.1、あい保育園大日東についてです。平成31年4月1日付で事業開始予定の私立保育所になります。こちらの確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数で、3号認定について、ゼロ歳児と1歳児が、それぞれ12名、2歳児が15名。2号認定について、3歳児が18名、4歳児と5歳児がそれぞれ20名の、計97名となっております。

No. 2、あい保育園浜町です。No. 1の施設と同じ法人が設置運営をする、同じく平成31年4月1日付で、事業を開始し予定の私立保育所になります。こちらの確認に係る、利用定員でございますが、認可定員と同数で、3号認定について、ゼロ歳児と1歳児が、それぞれ12名、2歳児が15名。2号認定について、3歳児が18名、4歳児と5歳児がそれぞれ20名の計97名となっております。

5ページをごらんください。No.3、守口のぎく保育園についてです。こちらも、平成31年4月1日付で、事業を開始し予定の私立保育所になります。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数で、3号認定について、ゼロ歳児が9名、1歳児と2歳児がそれぞれ18名。2号認定について、3歳児から5歳児までそれぞれ20名の、計105名となっております。新たに確認を行う施設も設定する要件については以上となります。

続きまして、平成31年4月1日付で変更を行う施設の変更状況について、説明をいたします。 6ページをごらんください。

No. 1 幼保連携型認定こども園、大阪国際大和田幼稚園についてです。こちらの施設については、平成31年4月1日付で、認可定員の変更を行うことに伴い、同日付で、確認にかかる利用定員についても、記載のとおり変更を行う予定です。

3号認定は、ゼロ歳児が6名、1歳児12名、2歳児18名で変更はありませんが、2号認定の3歳児から5歳児はそれぞれ3名の追加の23名ずつ、1号認定は、3歳児が6名増加の76名、4歳児と5歳児がそれぞれ3名減少の67名ずつで、合計で9名増加の315名となる予定です。

続きまして、No.2、認定こども園、梶らいこうじ学園についてです。こちらの施設については、こちらの施設については、平成31年4月1日付で、認可定員を変更を行うことに伴い、同日付で、確認にかかる利用定員についても、記載のとおり変更を行う予定です。

3号認定は、ゼロ歳児が9名、1歳児12名と変更はありませんが、2歳児は1名増加の19名に変更予定です。2号認定の3歳児から5歳児はそれぞれ20名ずつ、ともに変更はせず。1

号認定は、3歳児から5歳児までそれぞれ4名減増加の5名ずつで、合計で13名増加の65名となる予定です。

最後に7ページをごらんください。先ほど申し上げました、今回の確認に係る利用定員の新たな設定、及び変更内容を踏まえた、平成31年度4月1日時点の利用定員の推移について示させていただいております。

なお、昨年8月14日に開催した、第23回子ども・子育て会議にて、平成30年10月1日時点の利用定員を報告させていただいておりますので、そのときと比較してのデータとなります。なお、紙面左側の平成30年10月1日時点の確認に係る利用定員のうち、南部の特定教育を行う施設の1号認定の数を、第23回のときにお配りをした追加資料2では569になっていたのに対し、570に修正をさしていただいております。それに付随する、各合計時のほうも、1ずつ修正さしていただいております。市ホームページで公表をしている会議資料のほうは、差しかえさしていただきましたが、委員の皆様にこの場を、お借りして説明させていただきます。不備がございまして、まことに申しわけありませんでした。

市全体の1号認定の数では、平成30年10月1日時点から12名増加し1,574名、2号認定においては185名増加の1,891名、3号認定ゼロ歳においては33名増加の398名、3号認定1、2歳においては91名増加の1,244名となっており、1号から3号までを合わせると平成30年10月1日時点から、321名増加の5,105名となります。

エリアごとの推移についても、1 号認定から3 号認定までの合計で見ると、全体としては、全てのエリアにおいて、平成3 0 年 1 0 月 1 日時点から増加する結果となっております。説明については、以上でございます。

- 〇会長 どうもありがとうございました。それでは、この議題で質問、意見の方は、挙手して ください。
- ○委員 先ほど認可の条件として、配置基準は、確保できているということでしたけれども、 実際に、この人数を、朝から閉所時間まで運営できる人数のほうは、どうなんでしょうか。
- ○会長 じゃあ、事務局お願いします。
- ○事務局 各機関とも、開所から閉所まで、必ず保育所体制は、十分な人数。
- ○委員 確実にできているのですね。
- ○事務局 はい。そうです。
- ○委員 それだったらいいのですけれども、どうしても、今は人手不足の中で、新規の人が足らないということ、よくわかります。

ましてや、前と後ろが難しいものだから、小規模で長時間は無理だよと断られて、既設園に来たという例をよく聞くのです。確かに、配置基準はクリアできているのだけれども、前と後ろが無理だから、受け入れられないということであれば、本来目的としている、長時間預かり保育を、長時間の保育を実施するというところとがずれてくるので、ぜひ、そこらのことは、監査でしっかりとやっていただかないと、そもそも制度の趣旨とずれてくると思いますので、くれぐれもよろしくお願いしたいなと思います。

- ○会長 じゃあ、委員
- ○委員 新規のその設定で、認可のほうと、利用定員のほうは、同じ数字であがっているのですけれども、97、97ということで、あと105ですね。これは利用定員に、設定されているのですけれども、実定員、4月から入ってこられる人数については、充足されている、全てこの

人数で動く予定でよろしいでしょうか。

○事務局 実際に認可利用定員に対して、この4月1日の児童数ということだと思うのですけれども、やはり、実際にこの利用定員を設定されたとしても、年長といいますか、3・4・5歳児につきましては、まだそっちのほうが上回っておりますので、実際、3・4・5には、まだ、ちょっと空があるような状況を認識しておるのですけれども。その観点からいきますと、こことは、一致してこない部分は、あるかという状況でございます。

〇委員 もう一度、確認しますね。 $3 \cdot 4 \cdot 5$ 歳で、そういう空きがある状態で、ゼロ・ $1 \cdot 2$ は埋まっているという状態でよろしいですか。

○事務局 今、実際、行っている段階でして、各園の今の空き状況は、ちょっと手持ち資料で持っておらないのですけれども、記憶の中では、4・5歳のところが、まだ空き人員がありまして、年度途中の随意、募集をかけていくような状況であったと記憶しております。

○委員 今、お伺いしたいのは、これ全体で入る量の見込みとして、市として計画をしていく中で、株式会社も含めて、新設された部分ですけれども、やはり、今後、前回もお伝えをしたのですけれども、全国的な無償化が始まる中で、どういう形で保護者のニーズと、市が共有する部分の設置の量ですね、これは、ぜひ、しっかりと見ていく必要があるのかなと。場所によっては、既に、募集のときに、なかなか、ゼロ・1・2も含めて空きが出るとか、調査を受けて、ミスマッチとして、なかなか、全体の数はあれは、どうも本来の入っていただくべき子供が、そこに来ないという状況が、危惧するというか、心配することでございます。また、要望書など、しっかりと見ていただく必要があるのかなと思うのですけれども。今、現段階においては、その部分も含めて、しっかりと充足していけるという認識でよろしいですか。

○会長 はい、事務局。

○事務局 これの人数を各地区、エリア、あるいは市全体の利用状況を促す上で、今回、市の認可を受けていただくということで、今後の人数につきましては、御存じのように、国においては、本年10月から、幼児教育無償化というのが始まります。ただ、守口市の場合は、御存じのとおり、去年度からしておりますので、一定の保育ニーズは、掘り起こされているかなという形で、我々は思っております。しかし、これから、やはり、多様化する保護者のニーズ、あるいは地域の需要と供給量を等を勘案して、31年度に作成する子ども・子育て支援事業計画の量の見込み、確保方策、しっかりと見きわめた上で、このような推移に対応していきたい、かように思っております。

○委員 多様化する保護者のニーズは、たくさんあると思うのですけれども、保護者を支援しているのはもちろんのこと、それだけにならないように、先ほども申しましたけれども、大人の都合だけで、いろんなことが決まっていかないように、幼児の発達、発育、そういうものが順当に行われるような機会とか、それから均等に、どの子にもあるような、そういう市政であってほしいと思ってます。よろしくお願いしたいと思います。

私は、7時半から18時半まで、開門から閉門まで子供を預けてきまして、守口市で。1号線を渡るのに、すごく時間がかかって、朝の出勤などは大変でしたけれども、今は、自分はどうするかなと思ったら、やっぱり、駅に近いほうがいいなとは思うのですけれども、そこらあたりは、だからこそ、さっきもおっしゃっていました、保育士さんの数も質も、十分に市で保証していかれるようなそういう市政を、持っていただきたいと思っています。どこかで、制度だけがどんどん整っていっていては、どこかでそのひずみは来ると、私は思いますので、警鐘を鳴らす意味で。

子供のためだけとは言いませんけれども、子供の視点に立った、赤ちゃんの視線に立った、そういうところを、どこか市政でしてほしいと思います。この数字とは、全然関係がなくて、言いましてどうも済みません。

○会長 事務局、何か今の御意見に。

○事務局 委員さんの御意見に、回答を申し上げます。先ほど申しましたのは、ニーズの多様 化、これについては、いろいろ、我々、行政としては対応をしていかなければいけないという部 分を持っております。

委員さんがおっしゃるように、大人の都合だけという言葉がありましたけれども、やはり、 我々はどうしても、府民あるいは大阪府との制度がございますので、その制度にのっとった上で、 やらせていただくというのが前提なんですけれども、やはり、委員さんからの御意見があります ように、子供からの目線も、踏まえるべきことは、踏まえて、新しい支援事業計画に反映させて いけるような部分があるなら、その部分を反映させていきたいと思っていますので、よろしく御 理解をお願いします。

○会長 そのほか。

○委員 今の御意見にちょっと関係するかと思うのです。先ほども、言いましたように、監査を丁寧にやっていただきたいというのは、実は、別に株式会社だから、どうこうというわけではないのですけれども、いろんな本を見ますと、決算のうち、人件費にかけている数値が20%しかない決算書が出ている会社があるわけですよね。そうすると、その施設以外のところをつくるために、人件費を切り捨ててやっているとか、あるいは、子供の受け入れとしての環境が整わないまま、子供を受け入れて、子供に迷惑をかけているということがあるわけです。先日も、テレビで放映もありました。

そういうのを見たときに、子供が中心で、子供の質を保障できるようなものとして、やっていきたいなと思っています。これは、前回のときにも言いましたけれども。守口は子供のために無償化といっているけれども、実は、子供のためではないですね、保育者の費用負担だけの問題です。それで、無償化で浮いた部分を、ぜひ、子供の側に回すような政策をとっていただきたいし、それがきっちりと子供に使われているかということを監査していただいて、できればその報告を、この子ども・子育て会議でしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○会長 その辺は。

○事務局 委員さんがおっしゃるように、こっちの監査権は、市にございますので、我々としても、開設マニュアルによって、監査等に行かないようにやってまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

○女性委員 どうしても国や大阪府政とか、そういうのは、制度ありきになって、制度でおりてくると思うのですけれども、地方行政というか、本当に市政というのは、市民の声からつくるものだと思っていますので。そこは、制度でおりてきたことを、上手に生かした守口市政であってほしい。人ありき、子供ありきの、思いありきの市政であってほしいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○委員 保育士の数よりも、少し多い目に雇っていなければいけないけれど、今、グレーの子供がすごく多くて、加配につかなければいけない先生も、やっぱりいるので。ちょっと、保育士が多くても、グレーの子が多かったら、保育士はばたばたして大変なんで、そのグレーの子のこととかも考えておくことも。

- ○会長 そのあたり。
- ○委員なんで、そんなのが出てくるの。
- ○委員 グレーの子が多かったら、保育がちょっとうまく回らないことも、多くなると思うのですけれども、そのこととかもあるのです。残念なことねんですけれども。
- ○事務局 障害のあるお子さんも、うまく入り込むと思うのですけれども、あくまでも、認可保育所では、障害のお子さんが、何人いるから何人つくということもなくて、認可定員に対して、どれぐらいの保育士が、現状必要であると、それにプラスアルファして何人かして、ローテーションを毎日保育行っている人に限って、今足ります。いうのを見させていただいております。実際、加配のお子さんが、度合いにもよると思いますし、各園の御意向とかは、あるとは思うのですけれども、必要であれば、守口市においても補助金等で、加配職員配置法というのはありますので、実情に応じて、職員さんをプラスアルファで雇っていただくなりは、出てくるかというふうに考えております。
- ○委員 その、障害があると決まったら、その保育者をつけられるのですけれども、あるかないかの微妙な子がすごく多いのですよ、現場は。その子が、クラスに2、3人とかおった場合に、 先生が1人とかだと、ちょっと厳しいのですけれど。

そういうのも考えて、人がふえてくれたらいいなとは思いますけれど。そういうのがあると、 質のいい保育というのは、ちょっと難しいとは。

- ○会長 診断のつかない場合とか、そういうのが多いみたいですね。そのあたりは、どうですかね、市として何か。
- ○委員 施設側として、確かに、障害を持っているお子さん、保護者の方が、うちの子は障害があって加配をつけるだけの問題を抱えていますというのを認めてくれれば、補助金は出ます。 ただ、おっしゃっているように、それを認められない方、当然、気持ちはわかりますよね。大変 しんどいし、子供が、お宅は障害児ですというのが突きつけられるわけですから、書類で。

で、当然、押さないとかとかがなったときには、結果的には、園がそれを負担しないとだめなんです、もし、そこに加配をつけたらとしても。ただ、それのために、実際には、運営補助みたいな形で、今まで出っていたのですけれども、今はそれがない。完全に目的な補助金になっていますので、園としては、一般の子供たちと一緒に使う、いろんな施設のおもちゃを買うものとかを減らして、それに回すとかということをせざる得ない状況です。

- ○会長どうでしょう、そのあたりに関して、市としては。
- ○事務局 委員がおっしゃったことなんですけれども、障害児の加配のことですが、そのおっしゃられたグレーの部分ですね。という部分に関しては、園のほうで、この子は加配が必要だという場合には、きっちりとその子供の状態というものを保護者に説明をして、市としては、それに対しての補助金というのは、しっかりと用意をさせていただいておりますので、その補助金を申請する目的、例えば、病院の状態、その子の今後を考えたことというのを、施設が説明していただいて、市の補助金の申請をしていただく、そういう支援はさしていただいておりますので、やはり、保育士の確保という部分に関してはですね、その加配保育教諭、確保の部分は、園さんのほうで一定頑張っていただかないといけないですけれども、それに対する支援というのは、さしていただいておりますので、御理解よろしくお願いします。
- ○委員 それは、障害者保育を認定された子供の場合ですね。
- ○事務局 障害児保育に認定された場合、今、おっしゃったのですけれども、それというのは、

子供の保護者が理解をしていない状況で、その子供に、障害児だから障害児の保育を申請するというのはできませんので。その辺は、御理解をいただきたいと思います。

○事務局 現場のほうが認定されていない、グレーのお子さんがおられるときもあるのですけれども、保護者の方にお話をして、保健センターに相談をしてみてどうですかとか、保護者の方に連携をとってもらったり、保健センターのほうでは、私たちは相談に行っていますし。それから、巡回の先生とかに来ていただいて、誰でもがわかる保育、視覚支援を取り入れたりとか、インクルーシブの保育を取り入れたりしながら、どの方でもわかるような保育を目指して、現場では、誰でもがわかる保育というところへんでは、日々精進をして、誰でもがわかるように、頑張っておりますので、そこら辺で理解をしていただきたいなと思います。

○委員 最近、特に言われているのですけれども、本来は、おかしな言われ方ですけれども、順当に発達していける、そういうお子さんだと、私は思っておるんですが、何かのところで、例えば、先ほどの園庭ではないですけれども、充当な補償がなかったのではないかなというふうに想像しています、なかったんじゃないかと思っています。そういう意味で、乳幼児期の子供のそういう保育というのは、どんなけ大切かということを、今、改めて訴えたいと思いました。

○委員 補助金や加配の議論に、最終的には、補助金が入ってくるということにはなりますけれども、その背景にあるのは、保育の質の話ということで、いずれも補助金の話というのは置いといて、そのグレーの子にどうやって、対応をしていくかというのは、非常に難しい。そういう中で、保育士の数とか、そういうのも、辛辣に言うと偏ってなっていますので、そのあたりは、考えていかないとならないのかなというふうに、私は思っております。

○会長 ほかには。ないですか。

私から意見なんですけれども、これで7,300人ですかね、利用定員がふえたのですね。利用定員をふやす際に、今後のことを考えていかなきゃならないなと思うのは、当然、個々の保育士の質、保育者の質というのもあるのですけれども、やはり、しっかりとした園に手をあげてもらえるような、仕組みづくりというのが、そういうのができていくといいかなと思うのです。何となく手をあげて、何となく保育をするという園だけではなくて、そうでもないところも手をあげて、しっかりと保育をするのだったら、守口市は、ちゃんと援助してくれるという、園側がそういうふうに思ってくれたりすると、もっと全体の質が、それも制度のほうだと思うので、形、制度として、質が上がってくるのではないかということで、例えば、きょうの朝の議論も含めて、思ったことであります。

じゃあ、それでは、次は、病児保育事業ですね。それでは、病児保育事業について、事務局から御説明を求めます。

○事務局 それでは、「病児保育事業 (病児対応型)」の新たな実施の報告について、こども 施設課から説明申し上げます。お手数ですが、資料4をごらんください。

まず、病児保育事業とは、保護者が就労している場合などで、子供が病気の際に、保育所、認定こども園、病院、診療所等において、保育士、看護師が保護者にかわって子供の状態に合わせた保育を行う事業のことであり、事業の類型といたしましては、病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない児童の保育を行う病児対応型や、病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において児童の保育を行う病後児対応型などがございます。

現在の本市における病児保育事業の実施については、病後児対応型を、市内の認定こども園の 2施設、橋波幼児舎、高瀬ひまわりこども園において実施しておりまして、年間延べ400名程 度の児童が利用しているところでございます。

今申し上げましたとおり、現在は、病後児対応型を2カ所で実施しておりますが、近年の保育ニーズの増加に伴い、病児保育事業については、ますますその必要性が高まっており、事業のさらなる充実を図るため、現在実施している病後児対応型に加えまして、病児対応型に対する受け皿についてもしっかり整えていく必要があると考えております。

そこで、本市におきましては、新たな事業実施に向けて、今年度、市内の特定教育・保育施設、及び地域型保育事業者に対して、病児保育事業の実施についての意向調査をさせていただきました。その結果、病児対応型の実施につきましては、2施設の認定こども園、北てらかた認定こども園と、もう一つが橋波幼児舎において、実施の意向ありとの回答があったため、事業実施に向けて、2施設と調整を進めてまいりました。

前者の北てらかた認定こども園につきましては、平成31年4月から事業を開始する予定としてございます。事業の実施場所につきましては、資料の裏面に載せてございますので、裏面をごらんください。北てらかた認定こども園については、本園の敷地内では行わず、南部エリアの丸で囲っている下のほう、下向きの三角、20番の場所で実施する予定でございます。この場所は、小規模保育事業所のRabbit保育園の施設の場所であり、その隣で実施する形となってございます。

後者の橋波幼児舎についてでございますが、現在、病後児対応型を実施しておりますが、病児 対応型へ移行する形と予定としており、今後、病児対応型を実施していくとなれば、これまで以 上に感染等のリスクというのは、高まる恐れがあり、感染の防止等に十分な配慮を行っていただ く必要があるため、平成31年度に施設整備を行った上で、平成32年4月からの開始を予定し てございます。

場所については、病後児対応型と同様、南部エリアの丸で囲っている上のほう、ひし形の21番の、橋波幼児舎の敷地内で実施する形となります。以上、簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○会長 どうもありがとうございました。質問がある方は。
- ○委員 簡単な質問です。橋波幼児舎は、病後児から病児対応型に移行ですか、それとも両方をされるのでしょうか、そこだけを、もう一遍確認を。
- ○事務局 形としては、移行という形にはなるのですけれども、治療の利用状況に応じて、病後児の児童も、空きがあれば受け入れていただくという形のような、今、体制は、施設のほうからはいただいてございます。
- ○委員 北てらかたのほうも病児対応型ですけれども、これは、Rabbit保育園の隣ということで、別棟でその専門にというか、病後児対応に別棟で対応されて、そこに独自の配置をするということでよろしいのでしょうか。
- ○会長 はい、どうぞ。
- ○事務局 実施主体としては、Rabbit保育園ではなくて、北てらかた認定こども園になります。場所は、同じ建物の中のRabbit保育園の隣に隣接というよりも、隣ですね。

今、現在、社会福祉法人和修会さんの事務所をやっているところですけれども、そこの事務所の中を改修いたしまして、北てらかた認定こども園の実施する病児保育施設という形にするということです。

○委員 そうしますと、先ほどおっしゃっていましたように、感染を避けるためというか、そ

ういう形で回復に至らない時期にあたるということで、それは、別棟というか、分離されたような形で、保育はなされると考えていいですか。

- ○事務局 Rabbit保育園とは、壁で仕切られておりまして、入り口も別でございますので、そのあたりの感染の配慮というのは、十分に行った形でございます。
- ○会長 ほかは、何かありますか。

はい、委員どうぞ。

- ○委員 全体としての市としての、保護者のほうのニーズで、病児保育事業についての対応というのは、まだ、十分には足りていない状況だと、ほんまに早く、もっとふやしていく必要はないかということ。
- ○事務局 今回、平成31年の4月から北てらかた認定こども園、平成32年からは、橋波幼児舎で実施するということになっておりますが、この平成31年4月からの病児対応を始めて実施するわけでございまして、利用状況であったり、平成32年度からは、子ども・子育て支援事業計画第2期の計画をつくって、今、ニーズ調査等も行ったという段階でございますので、その中に、保護者のニーズというのはしっかりと汲みとりながら、今後の方向性というのは、検討していきたいと考えてございます。
- ○会長 はい、委員。
- 〇委員 そうしましたら、基準で言えば、看護師であれば、児童10人当たりに1人以上というのが、多分、保育士は3人に1人というのがあると思うけれども、この受け入れられる人数というのは、どういう形になるのですか。
- ○事務局 平成31年4月から実施する、北てらかた認定こども園につきましては、1日当たりの受け入れ可能というのは、今のところ3名という形で設定してございます。
- ○委員 橋波のほうは。
- ○事務局 平成32年4月から予定しております、橋波幼児舎につきましては、受け入れ児童数は、10名という形で予定をしております。
- 〇会長どうぞ。
- ○委員 とんちんかんの質問をするかもしれないですけれども、この病後児とか病児というのは、どういう子供を対象にというのを少し教えていただけませんでしょうか。
- ○会長 じゃあ。
- ○委員 先ほども、申し上げたのですけれども、病児保育事業の位置ですね、まず病児対応は、病児対応型につきましては病気の回復期に至らない場合、病気の真っただ中の場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない、入院の必要がないという児童を預かる事業となってございます。病後

児対応型というのは、病気の回復期でございまして、回復期であるけれども、集団保育というのは、まだできないという状態の児童を預かる事業となってございます。

- ○会長 それでよろしいですか。
- ○委員 ちょっと、当たり前なんですけれども、その病気といっても、すごく範囲であると思うのですけれども、それを全て引き受けるとはできないと思います。主に感染症ということでいいのでしょうか。申しわけないです、理解をしてなくて。
- ○事務局 受け入れる病状の種類等につきましては、明確な規定というのは、国の方でもない 状態でありまして、まず、病児保育事業、保育することになりますので、そこの保育士に預けら

れるかどうかというところは、一定判断していただかないといけないのですけれども、そこというのは、事業者さんと事業者さんが指定をする連携をとっていただく医療機関と、保護者、この 三者で、この病児保育で受け入れるかどうか、子供の決定を行っていたくとなります。

- ○委員 実際に、見ていくということしかないでしょうね。
- ○委員 質問です。病児保育事業に関して、予算が計上されておりますが、病児保育を希望する利用者は、どの程度の料金がかかるもの何でしょうか。
- ○会長 じゃあ、事務局。
- ○事務局 病児保育事業の利用料金でございますが、主に施設のほうで、設定をしていただく という形で、市としては考えてございます。
- ○委員 はい. 調べてみます。
- ○会長 そのほか。

じゃあ、次の議題に移らせていただきます。平成31年度もりぐち児童クラブ入会児童室の運営についての報告ということで、事務局からお願いします。

○事務局 2点、御報告がございます。

まず、所管課の異動についてでございます。放課後こども課におきましては、現在、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業を入会児童室として事業運営し、また、文部科学省所管の放課後子供教室事業を登録児童室として事業運営してまいりましたが、放課後こども課は今般、こども部子育て支援課に統合されることとなり、当該事業を所管するのは子育て支援課となりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に平成31年度から開始いたします、もりぐち児童クラブ入会児童室の民間委託について御 説明させていただきます。

この入会児童室につきましては、平成29年度に公表いたしました基本方針に基づき、その事業運営を現在の公設公営から民間事業者による公設民営へと転換することにより、開設時間の延長を主とするサービス拡充を図ることとしたところでございます。

この方針のもと、平成30年3月には、公募型プロポーザル方式により、委託事業者を選定するためプロポーザル選定委員会を設置し、その審査結果を通じて選定された事業者と、8月に契約締結に至ったところでございます。

そして、この契約締結を受け、9月には平成31年度から開設時間を延長することに伴い、新たに延長開設を創設しつつ、利用者の御負担を増加させることなく利用者負担金を改定させていただいたところでございます。

また、本年2月には市役所からの近隣地に委託事業者が新たに守口営業所を立ち上げられ、加えて、現在、入会児童室に従事している指導パートナー等も8割程度が委託事業者に転籍となり、残り2割については新規採用により補われるなど、4月から継続して安定的に運営できるよう、組織体制、人員体制を固められているところであり、現在、各児童クラブで引き継ぎを行っているところでございます。

4月からの委託後は、民間ノウハウを十分に生かすことにより、これまで保護者ニーズの高かった開設時間の延長だけでなく、児童の安全対策を図るICTを活用した入退室管理システムの導入など、サービス拡充に努めてまいります。

引き続き、所管課が責任を持って事業全体の実施責任者として運営してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。それでは、このようなところで、何が御意見はございますか。

はい、委員どうぞ。

○委員 以前にもお話はしたのですけれども、これも早速、委託されるということでスタート されるのですけれども、保護者会のほうでいろんな温度差があって、いわゆる、会を催すとか、 土日の集合して、皆さんであったりとか。

聞いたところによると、署名活動委員みたいなのがあったりとか、いろいろと役割が振られて、 これは、前からも言いましたけれども、本来利用されようとした方は、その部分が足かせになっ て、なかなか利用しづらいとかとかということも、少し聞いております。

そういうことで、本来の目的、趣旨とコミュニケーションを図っていただくということについては、大いに結構かと思うのですけれども、それが、預ける側の保護者の負担になったみたいになったりとか、本来は利用をしたいのだけれども、そういうことがあるから利用しにくいということにならないように、配慮いただきたいなと。

それは、運営側サイドで、別の保護者のサイドのことではあるかとは思うのですけれども、それも含めて全体の利用ということかかわってくるのではないかなと。これは地域によって、かなり違うということも聞いておりますので、数ある中で、その活動の仕方というのですか、その運営上、預かりについては、一定、その委託業者の態度になるかとは思うのですけれども。また、一方で保護者活動で、課外活動なんですけれども、そういうところも市の方も把握をしていただきたいなと思います。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 今、14小学校、14クラブ、21クラスございまして、保護者会につきましては、 各小学校に、任意団体として置かれているという認識をしてございます。

今、委員がおっしゃったように、いわゆる市民の声という中で、インターネットで意見を出していただくこともできるのですけれども、その中に、今、おっしゃった、保護者会での負担という部分は、意見としてはございました。

そういった中で、あくまでも保護者会という中での任意団体の活動でございますので、そこは 十分にその会の中で、十分に話し合ってですね、ふだん、保育にかけるお子様をお預かりしてお りますので、保育にかけるという部分というと、やはり、終了されている方が大半だと思います。 そういった形で、保護者会でお話をしていただくという部分もございますし、また、今回委託事 業者が入る中で、いわゆる、行事、イベントに関しましては、可能な限り、協力を求めるという 形でも、私たち事業所に言っておりますので、今、おっしゃった趣旨を踏まえまして、事業所の ほうにも伝えてまいりたいというふうには思ってございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。今、まさに、おっしゃっていただいたように、しっかりと任意団体である以上は、その趣旨の説明をして、その方が理解、納得された上でサインをするとか、書面上でもですけれども、そこが少し性急にというか、先行されて、何もわからないまま、これに書かないと利用できないとか、署名しないと利用できないようになってないのかなという、その辺を心配してますので、再度、そういう任意団体の中で、皆さんが子供のことを考えて、いろいろと活動していただくというにはついては、いいと思うのですけれども。また、違った方向に

向いているのであれば、そこは是正する必要があると思いますので、意見として申し上げたいと 思います。

ほか、何かありますか。

じゃあ、それでは、最後の議題です、仮称ではありますが、守口市子育て世代包括支援センターの設置についての報告、お願いいたします。

○事務局 (仮称) 守口市子育て世代包括支援センターの設置についての御報告をさせていた だきます。

まず、子育て世代包括支援センターにつきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターは妊娠期から子育て期にわたる子育て世代に対して、切れ目ない 支援を実施する機関でございます。

このセンターは、母子保健施策等子育て支援施策との一体的な提供を通じまして、妊娠期から 子育て期に渡るまで、利用者の目線と専門的知見の両方の視点を生かした、切れ目のない支援体 制を構築するころを目的としております。

業務内容といたしましては4点ございまして、1つ目が妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。2つ目として、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。3つ目として、支援プランを策定すること。4つ目として、保健医療または福祉の関係機関との連携調整を行うことなどとなっております。

センターの実施体制としては、母子保健に関する専門的な支援機能と、子育て支援に関する支援機能を有することが前提とされておりますが、市町村の実情に応じて、それぞれの機能ごとに複数の施設・場所などで、役割分担をしながら必要な情報を共有し、一体的に支援を行うことも可能とはされているところでございます。

本市でもこれまで、妊産婦や乳幼児に対しましては母子保健分野と子育て支援分野の多くの関係機関が支援にかかわっておりましたが、制度や機関等によって支援が分断されて、状況を継続的に包括的に把握できていない部分があったという課題を有しておりまして、問題が深刻化してしまうような懸念も、一定あったところではございます。

そこで、センターの役割としては、関係機関が把握しております情報を集約し、一元的に把握すること、必要な支援を関係機関と連絡調整をすることで、切れ目のない支援を提供する。子育て世代の方にとって、センターにいけば何らかの支援につながる情報が得られるワンストップの支援の拠点となることで、育児不安の軽減や虐待の予防に寄与することができるというふうに考えておられるところでございます。

そこで、本市においても、設置に向け、検討を進めてきたところでございます。配布させていただいております資料5を御参照賜りたいと思います。この真ん中のところが、我々設置を考えております、子育て世代包括支援センターの概念図でございます。

中心をごらんいただきたいと思いますが、妊娠の際に、これまで市民保健センターで実施しておりました母子保健事業のうち健康診査の部分を除いた業務を移管いたしまして、母子手帳の交付時に妊婦に対する面接と支援プランを作成すると伴に、経済状況や家庭状況などから支援が必要と判断した場合には、新生児訪問などによる見守りを子育て世代包括支援センターで行ってまいります。

このことにより、全ての妊産婦・乳幼児とのかかわりを持ってまいります。また、保健師、看護師、助産師、臨床心理士、保育士などの専門職を配置することで、多種多様な角度から相談に

応じる体制をつくってまいります。

また、一方で、従来市民保健センター等で実施しています健康診査等により母子ともに見守っていき、適宜、情報共有に努めていくものです。

産後、乳幼児期、入園までの間は、子育て講座・遊びの広場などの現在の子育て支援センターで行っております、そういった業務を通じて、日々のかかわりの中から気軽に相談していただき、適切な支援へとつないでいける環境を整備してまいります。

また、本庁で実施することにより、子育てに関する給付や施設利用の手続等も同一のフロアで行うことができ、各関係機関との連携についてもはかってまいりたいと考えております。

ですので、こちらの3つの柱としては、母子保健事業、そして子育て支援事業、また市役所の 子育て支援課で実施しておる児童相談、虐待予防を含む部分ですね、この3つの機能を、この子 育て世代包括支援センターという中で実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、簡単な御説明ですが、御報告とさせていただきます。

- ○会長 ありがとうございました。この件について、何かございますか。
- ○委員 3点お聞きしたいと思います。国の施策で、これは非常に全国的に進んではいると思うのですけれども、左側の職員配置、職種のところで、ソーシャルワーカーが入っていない。国は、別に入れてもいいという、必置ではないと思うのですけれども、ここに虐待等を書いている以上、やっぱり、ソーシャルワーカーが配置しないと、なかなか調整が難しいのではないかというのが 1点です。

右に移りまして、入園の下、認定こども園との連携ということで、ここが認定こども園だけになっている理由があるのであれば、あえて教えていただければというふうには思います。小規模もあり、幼稚園、保育園もある中で、認定こども園だけにしている理由。

右側一番端です、18歳までを想定しているのであれば、小中学校との連携で、高校が入っていないのですよね。一番、成人に近い高校をここに入れないというのは、自立した成人になりにくいのではないかと思うのですが、その3点はいかがですか。

- ○会長 じゃあ、事務局、お願いします。
- ○事務局 御質問ありました3点につき、回答ということでございます。資料作成の中で、一定表記が、若干不定義になった部分もございまして、まず、3点について回答させていただきます。

1つ目の、ソーシャルワーカーですが、現在も、子育て支援課の相談関係の部分におきましては、事務職員の方で、社会福祉士の資格をお持ちになる方が、2名、実際勤務されております。これらの方が、包括支援センターの中で従事していただく予定でございますので、ここに配置職員の職種というところに、明記をさせていなかったところなんですが、実態としては、事務職員の中で社会福祉士の有資格者がいますので、その方は、従事していただく予定でございます。

- ○委員 福祉主事でなくて、福祉士ですね。
- ○事務局 社会福祉士の有資格者でございます。

2つ目の認定こども園だけに、限定されているのではないかという資料の右のところの指摘で ございますが、今、現在でも小規模保育事業所や他の保育所等におきましても、児童相談の中で は、モニタリングというところで見守りをさせていただいたり、連携を図っているところでござ います。

ですので、正しい表記といたしましては、認定こども園等というような表記になるかと思いま

すので、今後、この資料を配布する際には、そういった誤解を招かないような表記とさせていた だきたいと思いました。申しわけございませんでした。

そして、3つ目の高校が入っていないというところなんですけれども、市の教育委員会の主としては、小中学校というところでございますが、これもまた、高という表現が適切かわかりませんが、当然、18歳になるまでの間は、我々も高校とも、当然連携を取りながら、支援には努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 そのほか。

○委員 大変すばらしい取り組みだなと思っております。ただ、やはり、幼稚園保育のところと、小学校、中学校、特にそこのところの段差ではないですけれども、連携がなかなか不十分だなということで、特に福祉を必要とする子供たちに対しては、小学校は、子育て支援課との提携はしているのですけれども、やはり、こちらからアプローチをした中で、教えていただけたりするということがあるのですが、こういうようなところでワンストップで、本当に18歳までつながっていければ、すごく共有できて、子供にとっていいだろうな、また、その支援を必要とする保護者にとってみたらなというところがありますので、ぜひ、教育委員会の担当とか、それから教育委員会の幼稚園の世代の担当者が、どこかに入っていく必要があるのではないかなというふうに思います。

ある市では、センターのこういう保健福祉の方と、それから、学校の子育て支援の必要な子に 対する相談窓口の担当の課長級が隣り合わせで、同じフロアにいるという市もあるというふうに 聞きました。いわゆる、そういうような、何らかな仕組みをつくらないと、いつまでたっても、 それが実現しないと思いますので、せっかく、これすばらしいことをやっていかれるということ なので、ぜひ、そこも考えていただけたらありがたいです。

- ○会長 いかがでしょう。じゃあ、事務局お願いします。
- ○事務局 今、現在、18歳までというところに関しましては、虐待の部分というところが大きなかかわりかと思っております。

その中で、今、現在も虐待の指導訪問指導対策協議会という形で会がありまして、その中で、 実務者会議という形で、実際に動いている関係機関が毎月1回集まりまして、今の進捗状況とか を話し合いますので、その中には、学校教育課、教育委員会の方も入られておりますし、公立の 認定こども園のこども施設課の方も入られておりますし、生活保護の関係の方も入られている中 で、あと保健所ですね、保健センター、あと大阪府子ども家庭センターという中で、関係機関が 集まりまして、月に1回、そういう見守りをしている子供たちの進捗状況を話し合っているとい う状況にはなりますので、全く、今、現在はないという状況ではなく、必ず教育委員会ともかか わりも含めまして、担当課のほうでさせていただいておりますので、今後につきましては、もっ と綿密な形で協力ができたらいいなとは考えています。

○会長 よろしいですか。そのほか。委員お願いします。

○委員 今、委員が言われたことは、非常に重要だと私も感じていまして、福祉部局と教育委員会のほうが、しっかりと連携を図って、途切れ目のない連続性を持って、就学後のケアが必要になってくるのかなと。

そういう意味では、巡回指導の後とかですね、発達検診の後のカンファレンスなんかでも、両 方の部局から入っていただいて、今後につながっていくような形で、その子供を見守っていくと いうことも、必要ではないのかなと。

かってから、これも繰り返しになりますけれども、その発達の障害とか、つまずきを持つ、配慮が要る子供たちの部分のケアについて、部局とつながっていないというか、福祉部のほうと。それは、健康推進課のほうでの発達検診と、今度は、障害をお持ちの子供とか、そういうところでの福祉のほうと情報の共有がうまく図れていないところが、まだあるのではないのかなということで、そこの垣根を取っ払って、個人情報のことであるので、なかなか難しいと思うのですけれども、ここは集団守秘で、やはりグループの中で、守秘義務をしっかりと守ってやるとすれば、我々を含めて、認定こども園であるとか、幼稚園であるとか、保育園も、その情報がなければ、最初に入ってこられるときも、保護者の方に、そういう発達検査でフォローがあったかどうかを確認をしても正直に言っていただく保護者の方もありますけれども、先ほどから出ているように、フォローを受けていませんというふうに、言われる方もいらっしゃいます。しかしながら、そのあと、いろいろと話をしていくと、実際には、フォローがかかっていたのですということを、後からおっしゃる方もいらっしゃる。

そういう心情面を、よくよく理解は、私たちもしながら、どういう形をとっていけば、子供たちに、一番いい、ベストな保育、ケアができるかということは、これは、本当に切実に感じていることなので、やはり、つなぎ目をしっかりとしていただくという意味では、教育委員会と福祉部局のところについてもらうというのは、絶対に欠かせないことだと思うので、今後、そういう情報共有が集団守秘の中で、できるシステムづくりをしていただきたいなと思います。

○会長 はい、事務局。

○事務局 情報共有に関しましては、利用保護児童という形で、最初に上がった子に関しましては、関係機関で情報共有はできるという形になっておりますので、その担当のほうが中心となりまして、情報収集をさせていただいて、伝えるべきことは伝えていきたいと考えております、よろしくお願いします。

○委員 今、お答えいただいた件も、先ほども、委員からも御指摘がありましたけれども、認定こども園等ということで、等を入れられるということですけれども、もう一つ言うならば、就学の部分でも、放課後児童クラブであるとか、NPOのこと、団体とか放課後ディサービスとか、そういうところの情報も非常に大事だと思うのですね。

いわゆる、普通の事業で終わって、はい、おしまいではなくって、そのあとの子供の育ちがどうなっているのかとか、そういうところの共有というのは、民間の団体とも、積極的に図っていく必要があると思うので、この書き出すのは簡単なのですけれども、行うは難しで、やはりそういうところを、しっかりとどういう形にすれば、本当の意味での連携が図れるのかということで、これも、前から申し上げていますように、各施設の保育教諭とか幼稚園教諭等、小学区の先生とか中学校の先生と、意見を交わしたりとか、そういう話し合いを持つという場は、なかなかないというのが現状ですので、そういうことも含めて、もう一度、この構築の仕方というものを考えていただけたらなと。

○委員 この包括支援センターが、3階に設けられるというのは、私も、すごくすてきだなと思ったのですけれども。ずっと、言っていることは同じですけれども、入園から、子育て支援期間があって、結局、就学のとき、1年生に入ったときに、みんな子供たちは、同じ学校に、地域の学校に行くわけです。そうでない子も、中にはいるんですけれども、ほぼ小学校とか。

そのときに、いろんな園の子が来るわけではないですか、いろんな園の子が来たら、先ほどの

確認してもらった園の子もいるだろうし、そうでない子もいるだろうし、いろんな子が、就学の学年に達して、小学校に入学してくると。そこで、また、先生が1人で、いろんな子供を、30人内外の子供を見ていくと、そのあたりで、結局、全部つながっておりますでしょう。その子供たちが。また中学校に行くと、どこかで、本当に手厚く、手厚くと言うとおかしいけれど、本当に何かのツケというか、何かが回ってくるのですよ、次々次に、なので、どの子にも、乳幼児のときには、大事なことは大事ということは、訴えていきたいですし。

それから、健康推進課の検診がたくさんあって、これは、御苦労さまで大変すてきだなと思っているのですけれども、近ごろはiPad何かを、子供がこうやってだけで、黙って時間がどんどん過ぎていくようなこともあったりして、言葉の発育などが本当に大丈夫かなと思うときもあったりするので、そういうのを目にするので。

おむつの取れている子供なのに、ああ、とか喃語(なんご)しか言えてないのと違うかなという、そういうお子さんも見たりすると、お母さんたちへの働きかけというような、そういう支援もあっても、すごく理想しか言えてないかもしれないけれども、大事にしてほしいなと思っています。

だから、言いたいことは、子育て支援の会議に出られると来たのですけれども、そこが一番言いたいことなんです。小さいときから、ちゃんと保障しましょうということを、一番言いたかったからと思いますので。

○会長 どうもありがとうございました。どうでしょうか。事務局、お願いします。

○事務局 委員からの御意見、そういった部分でございますけれども、今現在では、母子保健の部分、のびのび教室等で、そういった発達の状況等は、見守っていただいて。また、子育て支援センターを保健センターの中に設けておるのですけれども、そこでは、子供の遊び場であったり、またファミリーサポート事業などを行っていただいて、そういった母子保健の指定はございませんけれども、子育ての相談内容に応じまして、子育て支援を資していたところでございます。

今回、この子育で支援包括支援センターでは、発育、発達の件などに関する、ショホケンの機能と、そういった身近な子育で支援の部分を、一つのそういうようなところから、いろんな多種多様というようか、幅広い相談にも応じていけるような箇所で、継続、包括的には支援を行っていけるというふうには考えてございますので、個々のお子さんの状況に応じた適切な支援というのを紹介をして、そしてお子さんの発達に資していきたいと、健やかな育ちに資していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それじゃあ、ほか。

○委員 今も出ていたのですけれども、子供たちの成長について、自立した成人へ結びつく、 この一連の流れについてのビジョンというか、そういうものが具体的には、まだ、なかなかでき ていないのですね。

今、小学校との接続カリキュラムはつくってますけれども、どうしても、ハウツーになっている、それよりも、子供が生まれて大人になる間に、どういうふうなことを経験として積み重ねていくことで、ハウツーとして、周りが用意をしてもそれを子供が自分の中で、確実なものとして育てていかないと意味がないので、そこらを見通した、ビジョンを含めてのかかわり方というのはいるかなとは思うのです。そこらを、ぜひ、丁寧につくっていっていただきたいと思います。

ある本の中に、こういうころが書いてました。親は子供集団のかわりはできないけれども、子

供集団は、親のかわりができると書いているんです。それくらい、大事な子供たちのかかわりを、 丁寧にしてあげていってほしいなと思います。

教えることは簡単です、具体的に態度として出ます、でも、それはわかってやっているか、納得してやっているかというあたりのことを、きっちりと見ていくような、マニュアルではないのですけれども、ロードマップみたいなものできっちりとつくって、それを市民の人にも理解をしていただかないと、その時期その時期の子供のかかわりの意味がわからない。じゃあ、違うことをやってしまう、早期教育とか言われていますけれども、具体的にその問題、それにおれる子はいいんだけれども、のれない子はどうなんだとかというあたりのことを、見通したものをぜひ整理していただきたいなと思います。それは、この包括支援センターの担当になるんですかね。

○事務局 この包括支援センターの目的と申しますのは、今、御意見賜りました、まず、1点、連携というのが非常に大事な部分。そのために、今、保健センターにある事業を、こちらのほうに持ってこさせていただいて、教育委員会、あるいは、福祉と連携をさせていただいて、早期に対応させていただく、ここが一つでございます。

もう1点ですね、この目的でございますけれども、お母さん方に、気軽に来ていただいて、敷居のないところに来ていただいて、子供の遊んでいただく、あるいは、お母さん、お父さん同士で話をしていただく中で、気軽に相談をしていただくということが目的でございまして。今の村橋委員がおっしゃった目的の部分は、ちょっと違うところで、そういうふうな考え方というのは、これは、こども部の中で、当然、考えていかないことだと思っております。

その指針と申しますか、そのロードマップというのは、非常に難しい、ハードルの高いものだと、私は認識はしておるのですけれども、これは、市としての施策、こども部としての施策としてやっていかなければならない部分だと思います。この、どこでやるのというのは、これは、まだ内部で詰めてはございませんけれども、まさしくそれは、政策的な部分でございますので、こども政策課が主担となってやっていくものだというふうに認識をしております。

○委員 じゃあ、ぜひ、そのときに、保育園、幼稚園、こども園、それと小学校、中学校までを含めて、ぜひ、やっていただきたいなと思います。はっきりとした、理念とそれに基づいて、こういうことを経験するべきだという方向性と、具体的な事例というものは、ぜひ整備していただけたらなと思います。

○事務局 先生をはじめ委員に参加していただいておりますけれども、我々も、いろんな方々といいますか、先生方を初めいろんな施設の代表の方とも、お話し合いをさせていただいて、よりいいものをつくりたいと思っていますので、また、御協力のほうを、逆にお願いしたいと思います、よろしくお願いしたいと思います。

○委員 2点だけありまして、1つは、一番最初に委員も言っていただいたとおり、配置職員の職種のところなんですけれども、先ほど、事務職員が、たまたま社会福祉士を持っているから、社会福祉士も対応ができますよみたいな感じに聞こえるのです。意図性の問題で、社会福祉士は、資源をつなぐ専門職なので、それを置くのですか、置かないのですかということだと思うので、そのあたりに、まず、社会福祉士を置くのか置かないのかというのを、まず、明確にされたほうが、その事務職員がやめられたら、多分、違う資格の方になるわけですよね、きっとね。もし、持っていないということもあり得ますので、そこが1点です。

もう一つは、この図、そのものは、おりてきているものなので、包括支援センターをつくられるのですけれども、今回、これは、周りの、先ほどからずっと言われている、トータルケアを言

っているのではなくて、機能統合の話を言っているので、中の丸の話を見てほしいわけですね。

ですが、恐らく、周りのシームレスなというか、世代間シームレスのところを課題にみんなは 思っているのは、この地域包括支援センターが、一体、どういう位置にあるのかというのが、わ かりにくいのだと思うのですよ。

この包括支援センターから外れる障害のある方は、例えば、地域生活支援拠点というのが、障害福祉分野にはありますよね。そういった違う障害の包括のほうに行くのか、先ほど、要保護児童のほうは、虐待があったら、要保護児童連絡協議会の包括、そちらのほうの包括支援のほうに行くのか、その図がわからないのです。全体図がわからないのです。

なので、ここの役割は、わかっているのですけれども、その全体図の表記をしていただいたほうが、障害のある方の何歳の方は、こちらのほうで対応をして、そうでない方は、こちらで対応をしてというのがわかると思うので、そうなに数は多くはないと思うので、そういった全体図を一回書かれたほうがいいのかなというふうな気はします。提案だけです。

○会長 どうですか、何かそれについてあれば。 じゃあ、事務局お願いします。

○事務局 今、御指摘のさまざまな記入ミスといいますか、いろいろな形で、今年度、このような形で、包括支援センターを設置させていただくということは、庁内でいろいろと検討をさせていただきました。業務のほうも、健康推進課の業務とまたがる部分がございましたので、きょう、いろいろと御指摘いただいた委員の皆さんからいただいたこの御指摘内容につきまして、細かくできていない部分がございます。一定、業務としましては、今までやってきた業務も、どのようにつないでいくかいう部分も、もうちょっと検討をさせていただいたところでございますので、このプンツウで、伝わりにくい部分がございます。その辺につきましても、今後修正等を加えさせていただいて、できるだけわかるような形でもっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○会長 社会福祉士の件は。

○事務局 社会福祉士の配置のほうなんですけれども。現在、市役所の中には、社会福祉士の 資格を持っておられる、事務職ですけれども持っておられる方はございます。一定、庁舎内での 異動につきましては、一応、資格を有する部分で配置をしていただいているというのが、人事当 局の考え方でございます。

もちろん、この包括支援センターを初め虐待の部分につきましては、今後とも、社会福祉士の 有資格者、さまざまな知見をお持ちの方に、配置していただくことが、最も適していると思いま すので、もちろん、職員の任用につきましては、事務職で社会福祉士を有しておられる方を配属 を原課としましては、お願いをしていくところでございますので、どうぞよろしくお願いいたし ます。

○委員 今、委員がおっしゃったことは、すごくよくわかりまして、小学校の現場におった中で、虐待と福祉で、家庭が何らかの支援がいるという、福祉のことと、それから発達障害のお子さんのこと、それと障害も含めてですけれども、発達障害のお子さんのこと、それから医療のこと。中学校ぐらいになってきますと、生活指導といいますか、子供たち本人が犯罪にかかわるとか、そういうことがあって、それぞれのところが、部署、部署としては、すごく頑張っているのですけれども、なかなか、その情報が共有できていないというか、生まれてから、本当に幼児期のところで虐待を受けていたり、家庭がしんどかったりする子が、やっぱり小学校でもしんどい

というか、言葉は悪いですけれども、手がかかる家庭であったり、子供であるので。それを総括できるところがあると、すごくいいなと思って、これが一つの場になるのかどうなのかはわからないですけれども、そういうところが、市の中であってほしいなというのはあります、切に願いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○会長 何かありますか。

委員お願いします。

○委員 一母親としてなんですけれども、この政策は、すごくすばらしいと思うのですけれども、何か、余りぴんと身近に感じなくて。気軽に来て、相談をしてほしいというふうに言われているのですけれども、気軽には行けないです。

市役所3階に来てとか、保健センターも、早よ来てとか、そんな感じなんで、自分が思い詰めていることがあったら行くけれど、そこまで、自分では、そんなことはないかなという程度のことでは、わざわざ、行かないのもあってだけれど。自分では、大したことでないと思っていても、実は大したことだったということもあって。

私は、産後痛が激しくて、ほんまにすごく頭がおかしくなるのですよ、1人目のときも、2人目のときも。でも、それはホルモンバランスのことだから、それはホルモンが戻るまでは、どうしようもない、しょうがないことだと言い聞かせて、嫌だったのだけれども。4カ月検診のときに、何か困ったことはありますかと、聞かれて始めて、そのときに、ちょっと産後痛で、子供に当たってしまったりして、自分自身、すごくしんどいときもありましたけれども。今は、ちょっと楽になって、旦那に当たるぐらいで済んでいると言っていたんですけれども。

ですから、早く、それを相談してよみたいな、官報があるのに言われて、官報なんかあったら、知っていたら、これまで、ひどい思いをせんでも済んだのにというのがあって。自分では、自然に治るだろうと思っていたことが、そうではなかったんですよ。それも、聞かれて、やっと答えたことで。

前に、リーバーホールに、私は行ったときに、そこで、寝屋川市の方が、保育士を集めて、あと、保健師の人と一緒に、子供と一緒に遊ぼうというのをやっていて。どこから、来たのと言われて、守口から遊びに来たら、たまたまやっていたんですと言ったら、その保健師もいてるから、何でも困ったことがあったら相談してねと言われたら、これは、相談しやすいなと思ったんです。そういうのを、守口市でも、ちょこちょこ、来てください、来てくださいではなくて、いざ何かをして、遊びに来たついでに、相談できるようなところがあったら、大したことではないことでも相談しやすいなと思って、そういうのは、機会をふやしていただけたらありがたいです。

○会長どうですかね、そのあたりは。

じゃあ、お願いします。

事務局 今、母子手帳を交付するところは、保健センター3階のほうで、発行をしておりまして、子育て支援センターが4階にありまして、そこは、フリースペースがありますので、子供さんと親御さんが一緒に遊べるスペースになってはなっているのですけれども、今まで、別々というところがありましたが、今回、包括という形で、同じになったことによって、包括のところに、子供の遊ぶ広場を一緒に併設をしますので、母子手帳を取りに来られたときに、こういうところがありますよというPRができまして、職員の方であったり、不安がたくさんあると思いますし、今、核家族化の中で、子供さんと出会ったことがない妊婦さんという方も、多分、多く来られると思うのですけれども、その中で、子供さんが広場の中で、親と遊んでいるところを見てもらっ

たり、一緒に参加してもらって遊んでもらうことによって、子供さんも触れ合ったりとか、新米ママさんの話を聞いてもらうという形であったりとか、あとは、そこには、アドバイザーもいてますので、そういう中で、相談がしやすい環境というのを整えていきながら、妊婦さんであれば、これから産むであろう見通しというのも立てることができるのではないかと、いうところが大きな点かなと思いいます。

4カ月検診なんかでも、子育て支援センターの依頼もさせていただくのですけれども、なかなか、別の場所にあるというところには、行っていただく方も、足が負担の部分もあるんだろうとは思うのですけれども、一緒に併設することによってのメリットというのは、すごく大きいのではないかというところで。その中でも、相談がしやすい環境を広げていきたいなと考えてはおります。

○会長 僕のほうから、今のと、ちょっと合わせてなんですけれども。4階ですよね、今、あるのは。3階に保健センターだったら、健診とかをしていて。御存じのように、うちの学生が、そこで、いろいろと手伝わせてもらっているのですけれども。僕らも、学生に伝えたいこと。結局、保育士の仕事というのは、単に、来た子を保育するだけではなくて、地域の保育の全体を見ていく力をつけさせたいと思っていっていいるのですけれども。

あそこでいくと、3階で検診を受けた人が、4階に上がって来て、遊んでいるのは、結構ありましたよ。そういうつながりというのは、そこでもあったと思うのですけれども。

逆に言うと、そっちとのつながりとはなんか、切れてくるのかなと思ったのですけれども。そのあたりは、どうなんでしょうか。

じゃあ、専門家に。済みません。

- ○事務局 子供さんの4カ月検診とかに関して、4階の母子の検査室がありますので、そちらで、検査をされます。そのときにPRとかさせていただいたりとか、保健師さんが、ちょっとしんどいお母さんの場合は、ここは利用することで。
- ○会長 それで、市役所にあるようとか。
- ○事務局 基本、支援センターの案内してくれはったりという方もありますし。支援センター 自体は狭いので、もりっこひろばというのがあって、たくさんの親子の方に来ていただいている ところに、学生にボランティアに来ていただいたりとか、お越しいただいている状況ですので、 そういったPRも、健診のときにさせてはいただいているのですけれども。なかなか、子育てを 開始されている方が来ていただくところと。
- ○会長 そうですね。
- ○事務局 これから、一緒になることで、妊婦さんが、お子様に触れ合うというところの重要さというところでは、そういうところがメーンになってしまっているところがありますので、なくなるわけではありません。
- ○会長 なくなるわけではないのですね。済みません、ちょっと物理的なことが、イメージできてなくて、済みません。

じゃあ、そのほか何かありますか。何もなければ、時間も2時間近くになっていますので、事 務局から事務連絡でよろしいですね。

○事務局 最後に、事務連絡について申し上げます。

本日をもちまして、今年度の子ども・子育て会議については、終了となります。来年度のこの 子育て会議の予定でございますが、次期守口市子ども・子育て支援事業計画を策定をする年にな りますので、会議の開催回数をふやし、現在8回の開催を予定しております。予定ではございますが、新年度初めての会議は、5月か6月ごろで考えております。

また、この会議の委員構成についてでございますが、第24回の会議資料で、少し触れさせていただいていたのですが、守口市子ども・子育て支援事業計画が、次世代育成支援行動計画の後継として、両方の内容を抱えていることから、計画の中身を審議していくときに、青少年の教育関係団体の代表者の方などを、新たに数名、委員として委嘱させていただく予定です。

なお、今、既に委員でいらっしゃる方の任期期間は2年間となりますので、来年度も引き続き 御協力をいただくこととなるのですが、委員の皆様の中には、4月から所属組織の役員変更など、 別の方に引き継ぎをされる方もおられることかと思いますので、4月当初に、事務局のこども政 策課から新年度の御状況について紹介をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたし ます。

それでは、来年度も引き続き子ども・子育て会議委員として、会議への出席に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○会長 本日の案件は、全て終了いたしました。会議はこれで閉会にいたします。 皆さん、1年間ありがとうございました、来年度もよろしくお願いいたします。

◇ 午後0時50分 閉会

-26-